（報告等において名称を明らかにする措置）

第十二条　報告等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第十条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定漏えい者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

省　令

○法務省令第五十一号

任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第三条の規定に基づき、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十六日

法務大臣　三好　雅子

任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部を改正する省令

任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令（平成十二年法務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
3　前項の用紙は、公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第八条第一項の規定にかかわらず、日本産業規格A列四番の丈夫な紙とする。ただし、A列四番の紙に代えて、B列四番の紙とすることを妨げない。	3　前項の用紙は、公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第八条第一項の規定にかかわらず、日本工業規格A列四番の丈夫な紙とする。ただし、A列四番の紙に代えて、B列四番の紙とすることを妨げない。

附録第1号様式

代　理　権　目　録

A　財産の管理・保存・処分等に関する事項
A1□　□その他（別紙「金融機関との取引目録」記載のとおり）
　□金融機関との取引のすべての取引
　□B6□　定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項（「B1・B2」を除く。）並びにその果実の管理、保存
A2□　上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更
　□売却
　□賃貸借契約の締結・変更・解除
　□損害保険の締結・変更・解除
　□その他（別紙「財産の管理・保存」記載のとおり）
B　金融機関との取引に関する事項
B1□　□金融機関との取引に関する別紙「取引目録」記載の取引（「B2」を除く。）
　□その他（別紙「定期的な支払等目録」記載のとおり）
B2□　定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項
　□年金・恩給・保険等
　□その他（別紙「定期的な収入の受領目録」記載のとおり）
C　定期的な収入の受領及びこれに関する事項
C1□　上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更
　□年金・保険等の請求
　□その他（別紙「定期的な収入の受領目録」記載のとおり）
C2□　定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
　□公共料金
　□家賃・地代
　□ローンの返済
　□その他（別紙「定期的な支払等目録」記載のとおり）
D　生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
D1□　生活費の送金
D2□　日用品の購入その他日常生活に関する取引
D3□　物品の購入
E　相続に関する事項
E1□　遺産分割又は相続の承認・放棄
E2□　付の遺言者しくは遺贈の指定の受諾
　□負担付遺贈の受諾
　□祭祀主宰者の指定
　□遺言執行者の指定
　□その他（別紙「相続に関する目録」記載のとおり）
F　付した金銭信託（貸付信託）を含む。）
　□その他（別紙「金融機関との取引目録」記載のとおり）
　□金融機関との取引のすべての取引
G　定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項（「B1・B2」を除く。）並びにその果実の管理、保存
G1□　上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更
　□年金・恩給・保険等
　□その他（別紙「定期的な収入の受領目録」記載のとおり）
G2□　定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
　□公共料金
　□家賃・地代
　□ローンの返済
　□その他（別紙「定期的な支払等目録」記載のとおり）
H　生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
H1□　生活費の送金
H2□　日用品の購入その他日常生活に関する取引
H3□　物品の購入
I　相続に関する事項
I1□　遺産分割又は相続の承認・放棄
I2□　付の遺言者しくは遺贈の指定の受諾
　□負担付遺贈の受諾
　□祭祀主宰者の指定
　□遺言執行者の指定
　□その他（別紙「相続に関する目録」記載のとおり）
J　付した金銭信託（貸付信託）を含む。）
　□その他（別紙「金融機関との取引目録」記載のとおり）
　□金融機関との取引のすべての取引
K　定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項（「B1・B2」を除く。）並びにその果実の管理、保存
K1□　上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更
　□年金・恩給・保険等
　□その他（別紙「定期的な収入の受領目録」記載のとおり）
K2□　定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
　□公共料金
　□家賃・地代
　□ローンの返済
　□その他（別紙「定期的な支払等目録」記載のとおり）
L　生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
L1□　生活費の送金
L2□　日用品の購入その他日常生活に関する取引
L3□　物品の購入
M　相続に関する事項
M1□　遺産分割又は相続の承認・放棄
M2□　付の遺言者しくは遺贈の指定の受諾
　□負担付遺贈の受諾
　□祭祀主宰者の指定
　□遺言執行者の指定
　□その他（別紙「相続に関する目録」記載のとおり）
N　付した金銭信託（貸付信託）を含む。）
　□その他（別紙「金融機関との取引目録」記載のとおり）
　□金融機関との取引のすべての取引
O　定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項（「B1・B2」を除く。）並びにその果実の管理、保存
O1□　上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更
　□年金・恩給・保険等
　□その他（別紙「定期的な収入の受領目録」記載のとおり）
O2□　定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
　□公共料金
　□家賃・地代
　□ローンの返済
　□その他（別紙「定期的な支払等目録」記載のとおり）
P　生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
P1□　生活費の送金
P2□　日用品の購入その他日常生活に関する取引
P3□　物品の購入
Q　相続に関する事項
Q1□　遺産分割又は相続の承認・放棄
Q2□　付の遺言者しくは遺贈の指定の受諾
　□負担付遺贈の受諾
　□祭祀主宰者の指定
　□遺言執行者の指定
　□その他（別紙「相続に関する目録」記載のとおり）
R　付した金銭信託（貸付信託）を含む。）
　□その他（別紙「金融機関との取引目録」記載のとおり）
　□金融機関との取引のすべての取引
S　定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項（「B1・B2」を除く。）並びにその果実の管理、保存
S1□　上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更
　□年金・恩給・保険等
　□その他（別紙「定期的な収入の受領目録」記載のとおり）
S2□　定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
　□公共料金
　□家賃・地代
　□ローンの返済
　□その他（別紙「定期的な支払等目録」記載のとおり）
T　生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
T1□　生活費の送金
T2□　日用品の購入その他日常生活に関する取引
T3□　物品の購入
U　相続に関する事項
U1□　遺産分割又は相続の承認・放棄
U2□　付の遺言者しくは遺贈の指定の受諾
　□負担付遺贈の受諾
　□祭祀主宰者の指定
　□遺言執行者の指定
　□その他（別紙「相続に関する目録」記載のとおり）
V　付した金銭信託（貸付信託）を含む。）
　□その他（別紙「金融機関との取引目録」記載のとおり）
　□金融機関との取引のすべての取引
W　定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項（「B1・B2」を除く。）並びにその果実の管理、保存
W1□　上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更
　□年金・恩給・保険等
　□その他（別紙「定期的な収入の受領目録」記載のとおり）
W2□　定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
　□公共料金
　□家賃・地代
　□ローンの返済
　□その他（別紙「定期的な支払等目録」記載のとおり）
X　生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
X1□　生活費の送金
X2□　日用品の購入その他日常生活に関する取引
X3□　物品の購入
Y　相続に関する事項
Y1□　遺産分割又は相続の承認・放棄
Y2□　付の遺言者しくは遺贈の指定の受諾
　□負担付遺贈の受諾
　□祭祀主宰者の指定
　□遺言執行者の指定
　□その他（別紙「相続に関する目録」記載のとおり）
Z　付した金銭信託（貸付信託）を含む。）
　□その他（別紙「金融機関との取引目録」記載のとおり）
　□金融機関との取引のすべての取引
AA　定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項（「B1・B2」を除く。）並びにその果実の管理、保存
AA1□　上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更
　□年金・恩給・保険等
　□その他（別紙「定期的な収入の受領目録」記載のとおり）
AA2□　定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
　□公共料金
　□家賃・地代
　□ローンの返済
　□その他（別紙「定期的な支払等目録」記載のとおり）
AB　生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
AB1□　生活費の送金
AB2□　日用品の購入その他日常生活に関する取引
AB3□　物品の購入
AC　相続に関する事項
AC1□　遺産分割又は相続の承認・放棄
AC2□　付の遺言者しくは遺贈の指定の受諾
　□負担付遺贈の受諾
　□祭祀主宰者の指定
　□遺言執行者の指定
　□その他（別紙「相続に関する目録」記載のとおり）